

玉來王家誦穎閱

天衍末齋記 全卷

天智院坊舍發見

國教感條

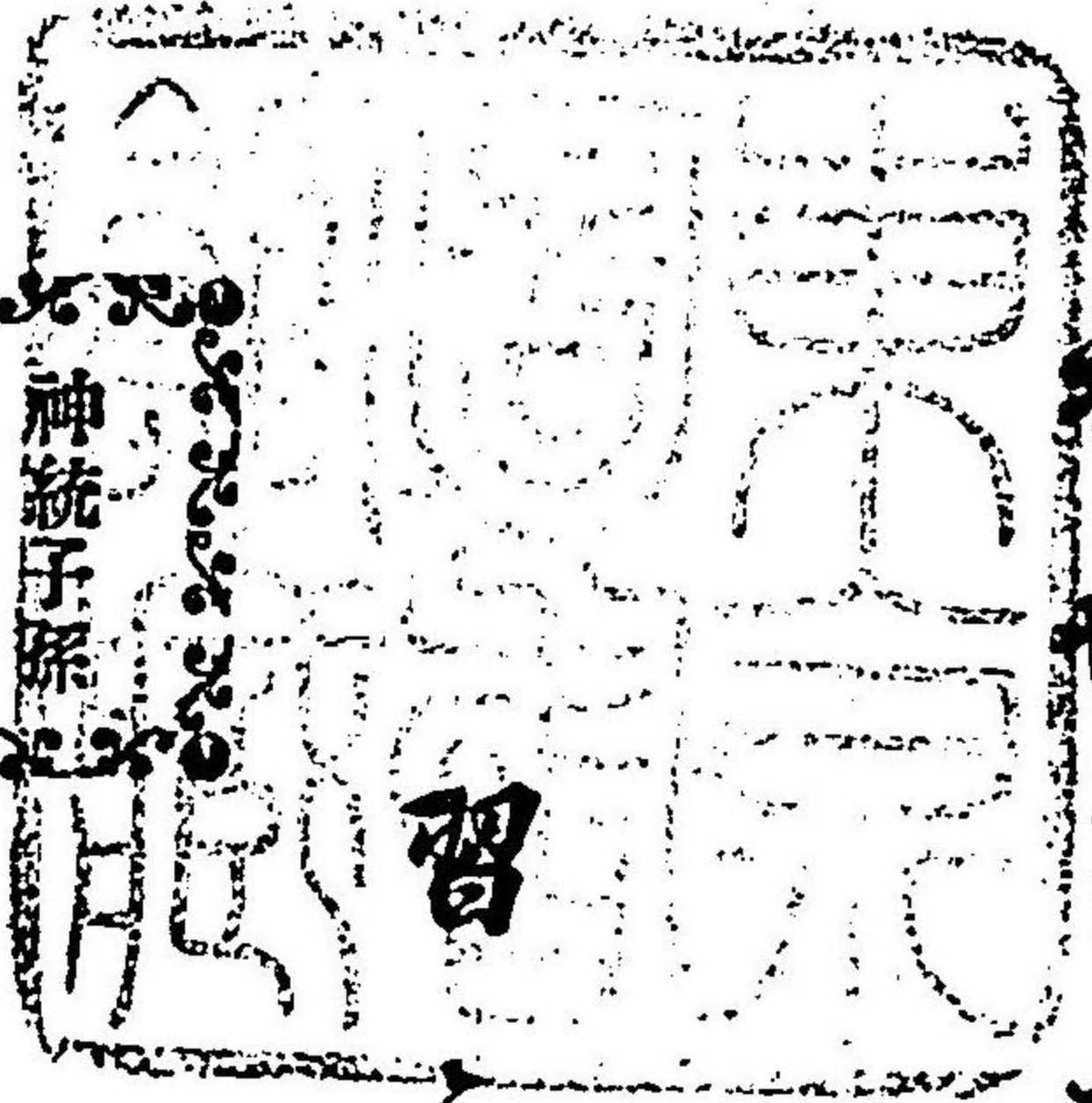
神世
至承
得已

此至
此我
袖卷

習
不
誠
此

道
了
終
莫
寺
至

俊
岳
法
師



神統子孫
宗旨感戴
之意不舒
ス



天 衍 未 裔 記 序

我神州之教導は神儒佛に備る各名稱を異にすとも其執る所主義同じ天地人倫之道德を推し擴むる遺傳之訓戒即ち造物主が仁慈を普及し給へる自然之理性に異ならず善行を勧め邪惡を懲し心性の因る所を悟り祈念之安心を定むる隱然之教戒に出るなり善道又扶助あり惡道に罪科あり其利害を辨へ是非を知る皆か天祖之遺旨を紹き天地之德澤を享くる幽界の利生に歸する法度あり世之禍福を知り道に順ふは造物主が命授なれば天理に違はずして心に感ひあし其德に化し其恩に感し其法度を得る之れ皆な教を布き道を弘る佛師之遺蹟を紹きあり便ち近く心魂は天神の救護を享く幽顯之利生を説きし皇祖が仁慈普及は衆生齊度之本旨に合ふ眞宗僧侶が職分教導之本務果して天祖の遺旨に因ると謂ふも可なり我日本國は宗教之本地にして世界創造之起因たる天祖天神所謂佛師之化消地あり神意は純然潔白と御鏡を表彰し天道に象る御姿あり正直仁慈德澤は天地間に覆へり救護の道を盡して現はれ給ふは佛師の體あり其授け給ふ道に法度あり戒嚴あり人倫五常之教成る故に我國之教導は神儒佛も存す元一跡同義に執れば佛師も逝きて神靈と齋忌し儒家亦自然之道理を符ふ皆か是れ天祖天神が冥々中に授け給ふ教戒之遺旨あり道理之淵源は我國も存して異國より來ふ非ず世之僻學者字義に惑ひ神道は固有之教旨否佛法は外法あり異教なりと其淵源を不究して徒に語音に拍泥し馭濫杭論同國民之本心を盲羅し豈慨憂ふ恐ずや呼々古道を救濟せざるを得ん豐葦原中國造化神天御中主尊は天地初發之時高天ヶ原即ち語音轉變して極樂界とや曰はんも幽冥之理性を以て化現し玉ふ佛師に象る不思議之御體を

指し靈妙之威徳を著稱せる上よ於て實に宗教明理之根元を哲るべきなり蓋し此天域を離れ地界に臨み玉へる第七世孫伊弉諾尊伊弉册尊二尊が顯界之道を修め玉ひ以降地神之祖として出現在し四海に照臨し給ふ御恩徳廣大天照太神と崇め奉る大日靈尊より御子孫連綿として今に至る迄正統之御苗裔帝位を繼せ玉ふは直に神聖之威徳ある仁愛之佛智靈妙ある徳澤に頼れり中興聖主天智天皇は深く此理性を哲り天神を祭祀し佛師之冥加を得られ善徳を積み横邪を戒め保食彌陀之尊号を論言諭示されし誠に天智之天智たる天祖之遺旨を紹ぎ玉ひ靈徳ある所以あり仍之歴代禘奠之儀式を重せられ國法之典範を立て玉へる實に仁愛ある聖天子親く神恩普及之道を弘め教を施し勅願愍慮又出る萬世王家繼統は法脈を承くる救古教會之趣旨たる眞に皇道之神智に反ざるあり斯く宗教之本地たる世界無比之國教は神孫末葉に遺傳し千古萬世其名分を失途すると無く建國之體固より爾り故に皇國と異邦と一致論下すべけんや皇國は其神聖靈妙ある御威徳を以て佛師之御化導を以て萬世に法脈を傳へ道を弘め教を施し恭くも天神之遺體に世々統治之權を承け續き給ふ上は一天萬乘至貴至尊より下宗教に至る迄斯く一系連綿として其種族胤子を奉戴し王家之名分と均しく之が永立を繼持す豈奇跡非ずや蓋し天地の理性に順ひ日月幽顯之氣象を現はす所あり神國之神國なる所以此を以て知るべし萬國之欽仰する所他に其比類を見ざるあり靈妙不測之地域に生し祖先之訓育を被ふり先王之徳澤に沐浴する臣子予輩國恩は報する敢而微力を盡さざるを業國教に感柴し我君皇之爲に我國家之爲には身命を放擲し先王之遺蹟を滅せしめざるを其名分を保ち尙萬世を尊威を維持せんと以て我教會

員結集之事に奮爲し措ざるあり我同志者晝夜爰に懈らず共に精魂を碎き忠愛義膽を竭せり神官僧侶は素より重任を負擔し神の賦命たる教訓を明示し風化を匡正し皇國之光氣を海外宇宙に輝さんと其分として暗々裏に社會道徳を救濟せんと常に心願祈請せり維れ皇道は一基一軀ある眞之遺旨を遵奉し其功徳を稱賛し所謂天祖天神も世に現軀之佛師と顯れ王法維れ本とす神の靈徳を象り給へる化導の仁慈は世界萬國にも普及せしめんと元より宗教本地たる神智眞理を諭させ玉ふ聖帝之遺訓歴代御勅願愍慮に出る實に起因之有りて深く存し偶然には非るあり夫我邦開闢以來一系之天子を擁護し臣子淳朴禮節を重し武勇を尙ひ勤王報國之志深く予暗愚羸弱と雖も皇國臣民之一人として苟も王事には辭せざるなり藝きに教職之委托を被ふり本會々衆之薦に應じ義務亦難道を以て終に身を其役に投し師が主唱する所本會之意志を贊助し常は我國教之委靡振はざるに憂慮し首として會員の盟約を連り己が志操之有る所を表明し舊義故信徒と和衷協力自今揮而國産に盡力し教導に力を輸さんとを誓へり仍而爰に理非を解説し世上憶念之疑心を露らし僻學者之論難を折破す予か拙劣之文筆識者幸は鄙見妄論たるを愆ひる勿れ以て一言を序す

復古聖代

明治廿六年十月

伊勢の人

博 齋 村 松 九 十 九 撰

第壹説 抑も我天祖天照大神之化生し玉ふ高天ヶ原は何れの所あるぞ幽冥界なり其幽冥界の賞罰を以て戒行の備はりしは佛法あり故に佛教は外國より來るに非ず自然に備はれる天祖の德澤を補足し 皇靈之仁慈を普及し給ふものと竟見すべし

第貳説 我日本よて彌陀如來と稱するは中世に至て聖主之推知し玉ふ保食神現跡を謂ふあり故に我國に於て彌陀如來と言はるは語辭轉變するも世路進運に伴ひ自ら風化免れざる神靈布教之道を竭し現跡を顯はし給ふ冥々中恩愛之遺徳を象述する所あり

第三説 皇國の根元たる天御中主大神は幽冥之祖神天地開闢之元祖と曰ひ便ち造物主神靈なり佛者たり字音に拘はらず佛者とは趣り異なる也尊崇すべし

第四説 天照座皇太御神保食大神神を天地神の現像とは謂へり現像とは人跡に化つて生ずる尊号あり謂はる開闢元祖の御威靈を借へ其德澤を普及し給へる御遺跡を指すあり

第五説 天地開闢之元祖天御中主大神并に國常立尊一説豐受皇太御神は天地に配し之を天地人の根元とは謂ふあり次に化生し玉ふ高皇產靈太御神并國狹立尊天地に配し之を天神第三世と尊崇し次に宇比知邇大神須比知邇大神天地に配し之を天神第四世と尊崇し次に大田路神太田邊神之を天神第五世次に於毛足神於往魚神之を天神第六世と尊崇し次に伊弉諾尊伊弉册尊之を天神第七世と尊崇し以上皆幽冥之理性に頼つて化生し玉ふ尊号あり此後萬人化生したる靈徳を八百萬神と尊崇せり

次 尊 世 皇 產 靈 太 御 神 大 神 并 國 狹 立 尊 宇 比 知 邇 大神 尊 下 云

第六説 皇祖天照大神は人跡に化つて現はれ玉ふ大日靈貴尊として而も帝王統治之起原御恩澤四海に普及し萬國に君臨すべき帝王たりと謂へども陰徳御靈威未だ顯はれざるま化つて之を幽冥界之天祖天神とは崇稱するあり

第七説 天祖天照皇之御子忍穗耳尊と号し尊の御子を仁々貴尊。尊の御子を火々山見尊。尊の御子宇合吹合路尊。尊の御子神倭磐烈彦の尊御即位号神武天皇以上を地神五代と稱し斯く皇祖神靈之御遺跡に繼承して神武天皇即位紀元とは爲るあり

第八説 地神五代之裔たる神武天皇に至つて御靈威四海に發表し萬世帝王之起因たる遺蹟を著し玉ふ故に人王元祖とは尊崇するなり

第九説 天地開闢天御中主之神像は天地初發之時大海の中一物有り浮形葦牙の如し其中神人化生す御名を天御中主神と號終に豐葦原中つ國と名付る因て起る所あり豐受皇太御神と曰ふも氣を離れて理無ければ一跡同義と解くべし大海の中に一物有とは水より始る事を云大虛之中と云如し葦牙の如しと云へばとて葦牙にはあらず如の字を味へて論へる事と知るべし葦牙の如しとは此國終に瑞穂國と成たる一氣を後代より推し原ねて曰へるあり葦は水草にて繁榮する物なれば行末五穀出生而瑞穂國と成るべき一氣の始を論て曰へるなり豐葦原瑞穂國と云とて蘆花の事にはあらず五穀の瑞穂あり其中に神人化生す御名を天御中主神と號すとは天御中主神は明理本源の神にして元氣の中に御座すと云事あり日本紀よ云天地之中一物生れり狀葦牙の如し便ち神と化爲す國常立尊と云へり國常立尊は元氣化生の神なれば便ち神と化爲すと云天御中主。國常立ノ神

は同躰異名にして御座すと云へり其後國土成就而豐葦原中國とも又豐葦原瑞穗國とも
 豐葦原千五百秋瑞穗國とも云へり五穀出生而瑞穗國と成たる元氣化生之根元を指し國
 常立尊一説豐受皇大神と尊崇し又御氣都大神と崇め奉ると云へり蓋し天祖天神國常立
 尊の靈徳が此御氣都大神即ち後の保食大神人躰に化て現はれ玉ふを曰ふあり此保食大
 神が五穀を化生し給ふ物と直に親るは非あり已に成熟したる五穀を司り玉ふと云義あ
 りと悟る可し豐葦原中國と云を葦多き國ありと誤解しるものあり然か云ときは豐受
 皇大神と曰ふ名義も於て解し難き事有らん能々辨ふべきあり

第拾説 或る神道家の説に曰く伊勢兩宮を太伯の御廟ありと云者あり之は只三讓と云額
 が内宮に有たると云説を聞き斯る鄙見の出しかり今の世までも能筆は額を書き神前へ
 奉納する事なれば此三讓の額後世の所為何人の遺筆たるを知らず亦曰く仁々貴尊降臨
 も日向の國あり所ころ多きに今も異國の船の着岸する筑紫へ降臨は疑しく待る其の上
 舊事紀に誌す供奉の諸神に船長梶取あるも海路の爲あるべし雲路を降臨に何ぞ船の儀
 あるべきや疑らくば海路を歴て異國より來臨かと思待ると言々如何ある妄言憶測ぞや
 元日本は大倭國あり古言又豐葦原瑞穗國と曰ふ遺傳の説を聞きても誰れか其理を解せ
 ざらん且つ神聖之御威徳を以て萬々歳まで王家相續之地おころ有れ斯る靈妙不思議之
 地位も生れながら船長梶取おどの紀事を取り異國より來臨とは何等之愚見謬解ぞや饒
 速日尊も天磐船に乗て河内國へ天降り給ふ事あり此等必しも今の世の海上の船ども見
 へず此船長梶取は下界よて海上を渡り給はば其時の備の爲とて供奉せし事も有るべし

神代の事なれば古記文の儘に天上より來臨と見て可也若し天上に比して別に指す國あ
 らば國常立尊の化生の國なれば豐葦原の中國の内に其所あるべし之れ中れる言葉かあ
 中つ國の内に其所ありと謂へば異國とは觀る可からず或る秘書に曰く中つ國の内に靈
 地あり天神發顯衆生濟度利生古跡とかや傳聞すと然りとて今の世に隠れて知る人あさ
 を如何せん我れ故に 皇祖天神は奇偉佛躰を現はし靈徳日月に表し四海に照臨在した
 る恩愛之御姿を象り祈念之安心を定むる佛説を取れり彼の天神之裔たる皇祖謂はば靈
 妙ある佛躰が豐葦原中國の内へ降臨在し異説の日向國へも移らせ玉ひ神武天皇武力統
 治之時に至り再び中國へ歸らせ玉ふと解釋し得ん乎即ち大倭國へ遷都と見ば神書之旨
 に叶ひて其難無るべし此事深秘之口傳あるべければ古記文の如く見るべし古記にも無
 き事跡を求めても其詮無き義に非ずや

第拾壹説 仁々貴尊天上より降臨ありたると神書の説かれと天上の事跡半に過て人間の
 事の如し是のみならず伊邪諾伊邪冊二神より 天照大神恐穗耳尊までも其事跡人間の
 如き事あるは如何にぞと異説を以て詰りたり是れ于時顯はし難き秘説なりと言へども
 其不審露れざるときは神道の障と成る可ければ今茲又一二を擧げて論止せん人躰を受
 給ふ天照大神の盛徳光輝廣大にして至らぬ曲も無ければ日に配し奉る故に神書に於て
 日輪の徳と天照大神の徳を配合して云へば人間の事の如き言葉もあり伊邪諾伊邪冊も
 靈徳を陰陽に配合し月讀の尊も靈徳を月輪に配合する故に人間の事跡の如き文言あり
 天神七代地神五代の諸神の御名を今の世まで傳へたるに餘りに年代久しければ疑し

き事ぞかし況や其事跡悉く有りつると曰ふも智者の取るまじきあらん又無き事と言ふは不信之憾惻に出る必ず仁愛に反すべし凡そ神書と神名の上にて能く義を取れば悟入し得るなり在のみ事跡にのみ執す可からず又一向に廢すべからず

第拾二説 伊弉諾の伊弉册の化生が人跡ありとは悟入し得るも其人跡ある二神の山川草木迄生じ玉ふ理あるや兎角に判明せざる事ありと云者あり手れ故に秘説を發して之を解釋する場合を來せり之れ人跡の伊弉諾。伊弉册の上にて陰陽造化の跡を謂ひしあり人跡の伊弉諾伊弉册の山川草木迄も産給ふとの理は有らば倭姫の世記も天照大神波日月止合明天宇内之照臨給利豐受大神波天地止齋德天國家於守幸給利と云へり是まで日月配したる事も類を推して知るべし易の乾の卦を天として又父に比し坤の卦を地として又母と譬たる如し其徳を比論して然も我國の事物の權輿をも言て殊に歡喜懲惡の言も有り深く悟入するべきは凡夫とて神人と成るは與義あり仰て尋べし但し用る所の神書と其人の見解によるべきあり

第拾參説 内宮に祭る天照大神とは皇祖天神の靈徳が顯はれたる人跡之大日靈貴を尊崇する靈場にして而も天照大神が御降誕在りし所と云ふも聞き侍らす天神御中主を齋き祀ると云ふも同義あり外宮鎮座豐受大神とは國常立尊を奉申には非ず國常立尊之神威が顯はれたる水徳之保食大神靈魂を崇め祀るあり即ち皇祖天神を崇め祭ると同意あり故に天神即ち豐受皇大神御神を祭ると古書に説けるは理あり

第拾四説 往古は度會宮豐受皇大神御神内宮の靈社に齋き奉りて天照皇大神御神と并ひ稱

し両皇大神宮神主とて王家一系にて祭祀し玉ふ遺説あり後世内外両宮自から神位も差別ありと思惟するは謬見あり元一跡御同座に在りし天地之理性も配合したる徳澤を稟くる神ありと尊崇すべし

第拾五説 我神道には自ら純然たる教旨之舒ふるあり佛教に有らざれば之が補足を爲し難く亦儒學之方に籍らざれば亦に世路の進運を開發する克はず宛かも樹木之根と幹と技の如く神儒佛備て能く蒼生を繁茂し風化の完を得國土之靖安を保ち皇祖の徳澤を普及せり我故に佛教の根元は王法の基本たるを熟知し皇國之教導は便ち天地開闢之祖神たる天御中主尊を佛者と号し其靈徳に頼て化生し造成せられたる萬物萬事を司る長たる人性に稟くる英魂を指して神靈とは崇重するあり

第拾六説 本願寺祖師聖人は天賦靈妙之威徳を備へ中興聖主之御慮慮に合ひ宗教之眞理を曉られ皇國根元之教法に基き一派他力之道を開き玉ふは神道之淵源を哲り玉ふの故ぞかし故に數百載を経る後も益々當宗門之隆盛に越くは深く起因の存する所有るあり

第拾七説 皇國臣民たるものは我皇祖皇宗之威徳を稱賛し先王綸旨を承續せる固有之國教たるを辨知し共み心魂之歸着を悟り一致協力國家に輸す所以のもの萬國に卓越せる美風を存し他に其比類を見ざる實に國土沿革の因る所を推知せざるべ可らず我神道教有るを曉らすして神慮に背き自國忠愛心に疎く臣民の本分を忘れ我神道教蒙々乎于時附會の説を稱へ論難謙激も渉るは豈浩歎の至りならずや眞宗布教之本理は我神道之本旨も叶ふを觀るべし

第拾八説 天神御中主と國常立尊を一世と爲し高皇產靈尊と國狹立神を一世と爲し神皇

産靈尊と國常立神を一世と爲し氣を離れて理無ければ一跡同義と説くべしとは予が持論あり然而古事記等に見る素戔男神十孤劍を抜て保食神を斬る或る書は月讀尊亦大神の勅命を奉し豊原瑞穗國に天下り豊受大神接遇之無禮を怒り之を切る身より馬牛穀類を生じ今に十二品之種子を傳へたりと之れ實に皇國豊饒之根元萬國に比類無き國土美風を存する誠に起因之所由有るを悟らざる可らず我等は理性上斯く信じて疑無きも古記文を觀るも中つて尤も判明せざる事柄あり素戔男神。月讀尊と同一所爲に傳載し有るは彼是錯雜而解釋を用ひ難し是れ蓋し月讀尊と素戔男神と一跡同義あるを附會したるものならん未だ世は深秘之口傳も發述せざる事故此等眞事審按するに由無きや往古之紀事は斯く同神異名之附會せるもの多きを覺る可し

第拾九説 外宮を古來宗廟社稷の靈を祭ると云國常立尊仁々貴神を宗廟と云ひ天兒屋根命相殿に御座す故に社稷の神と云遺説あり神宮相傳之古記大概如斯此土地は元氣化生の國常立尊より起りたれば社の神あり又豊受大神とも御氣都大神とも申せば稷の神あり國常立尊仁々貴神は宗廟の神ある事疑無しとあり亦曰く國常立尊は御正跡而仁々貴神は高貴神の勅に依て東相殿に御座す仁々貴尊に副ひ奉りて天兒屋根尊太玉命西相殿にて御座す仁々貴尊の荒魂を天上玉木神と申し仁々貴神と同じ御船代に一座にして御神跡の御形は二跡御座す此を五神四座の秘事とは曰へり此義口外にも空ら恐しけれと古記紛失の故も秘傳をも絶すべき事淺問敷今更言葉に顯はし侍る豊受大神とは國常立尊一神を奉申。宮の字を付ては五神を總て外宮とも豊受大神宮とも度會宮とも奉申也

延喜式に度會宮四座豊受大神一座相殿の神三座と曰へるは是也
第貳拾説 五神四座の御事は大方の神書に觀へず難有遺説あり東寶殿をこそ世の人は東西の相殿と思ふに御同殿に御座すと謂ば相殿にては無しと知れか昔し丹州にて前の社とも申したると本紀にも觀れば世の人の思ふも理かれと相殿とは御同殿に御座す故に奉申事あり東西の寶殿は便ち寶藏あり延喜式に財殿と書き寶基本紀には寶藏と識るし勅幣を被奉の時は綿綾等は東寶殿より奉納し御馬の鞍等は西寶殿より奉納す其上御跡ある宮へ本宮の御正跡を假殿遷宮爲したると云事は聞き侍らす東寶殿忌屋殿御氣殿等へは假殿遷宮ありたるにても寶藏あり事子簡し易し

第貳拾壹説 古説に多賀の宮は伊弉諾大神の御眼より化生し給ふ神を祭るとの事不審あり外宮保食神を水徳神と云も五行未生以前の國常立尊を水徳とは不審あり是れ保食神を月讀尊と附會し月讀尊を素戔男神と誤傳したるものあり舊事紀日本紀には月讀尊と記したれば神宮相傳の古記には此時化生の神を月の神とも云ひ豊受大神の荒魂とも云ふとあり月讀尊とは不記月讀宮に奉崇は伊弉諾伊弉册の夫婦より生じ玉ふ人體の月讀尊の御事也月の神と申すは天に御座して豊受大神の荒魂の表也故に多賀宮へ參る坂を登るには登天の心を持べしと古來相傳せり荒祭宮の坂を登るにも此心を持べきか此月神は氣吹戸主神とも申す海水の氣は月に隨ふ故に中臣祓の祝詞にも氣吹戸仁座氣吹戸主と云へり

第貳拾貳説 荒魂は陽よどり和魂は陰にとる天に御座す日月は天照大神と豊受大神の荒

荒魂表也御神跡の御鏡は和魂の表也荒は動也和は静されば荒魂とは魂を云ひ和魂とは魄を云ふとあり神功皇后記にも和魂眼玉身而守壽命荒魂爲先鋒而導師船とあるは魄は止て玉跡を守り魂は先行て師船を導しと曰ふあるべし

第貳拾參説 月の神を日の神に對する時は月は陰されども地に御座す水徳の神の和魂と對する時は天と御座す月神は陽ある故に豐受大神の荒魂と申す也亦多賀の宮は豐受大神の荒魂なれとも陰徳の月の神ある故に陽徳の日の神荒魂宮に對し和魂宮と申し内宮の五十鈴川上に荒魂の宮の荒祭と並て御鎮坐ありしを神の誨に從て外宮へ奉移ては御號を改め多賀の宮と申し奉ると也亦本宮は日域の天子の始伊弉諾伊弉冉の御子人跡を受給ふ天照皇太神にて御坐す其徳日輪と均しき故に大日靈貴尊と奉申日に配して祭る也又瀬織津姫の御號は祓除の時御眼を水に洗て化生の故と奉申とあり神功皇后に云神風伊勢國之百博度遇縣之柁鈴五十鈴の宮に所居神名は撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命とは荒祭宮あるべし同記に天照大神誨之曰く我之荒魂をば不可近皇居當居御心廣田國とあり此二段を引合せて見れば廣田大明神も荒祭の宮と同跡の神あるべし

第貳拾四説 或る神道家の秘説に天照太神は天祖天神の靈徳を享け人跡に化つて生ずる神なりと之を論ず人跡を受玉ふ天照太神とあらば自て出給ふ豐受大神も人跡にてはなきや但し證文ありて然力曰ふや爾り日本紀一書に云便ち人と化爲す國常立尊と號又御鎮坐本紀も神人化生し御名を天御中主神と號と曰へり是等證文にては無きや

第貳拾五説 天地の始元氣化生の神人にて御坐せば元氣の靈を配するまで及ばざるを

何ぞ元氣を配して祭るや曰はく元氣より天地人も始り今日とても人生するは元氣を以て生ず昔ありて今なきにあらず冬あてて秋なき理あらん祖先無くして何る子孫あらん第廿六説 天照大神と保食大神を月讀尊と附會し月夜見尊と素戔男尊と誤傳したる三神の出生は故あらず日本紀にては異説又似たれども舊事紀を見て知るべし伊弉諾尊御眼を洗て化生の日の神月の神は天上に御坐す日の神月の神也伊弉諾尊は陽神されば天と象り日月は天の兩眼されば御自より化生と云白銅鏡を左右の御手に取て化生の日の神月の神は地に御坐す日の神月の神也白銅鏡は地より生ずれば也此の故に御靈形に鏡を奉崇るとは理あり伊弉諾伊弉冉の夫婦として胎生し給ふ天照大神保食大神は人跡の日の神月の神也天地人の日の神月の神其徳一ある故に配合して祭るあり

第貳拾七説 人跡の素戔男尊を除き天と地の月の神を以て豐受太神に配する義を解せん舊紀事日本紀等には人跡の素戔男尊を主として云ふ故に月輪をも御鏡より化生をも月讀尊と云へども神宮にては素戔男尊も保食大神の徳をされ給ふ故に水徳の豐受大神を火徳の天照大神に對しては兩大神を日の神月の神と申せば荒魂をも和魂をも日の神月の神と申す也必しも一に執すべからず時に從て義を取るべし

第廿八説 天地の自て造成せられたる上に現れ出たる人跡を受玉ふ五神の徳を五行に配して祭ると云遺説あり稚日女尊木徳の證は金徳の月夜見尊の爲に害せられ徳ふ金剋木の故也蛭子大神は土徳あると頼り土は専主の方かく四季にも寄旺し三季の時は肺不立四季にして肺立也大日靈貴尊火徳の證は日の神と奉申日は火に而南方君位を主り御座

す故も天下の君の始とあり玉ふ其上金徳の月夜見尊と御中惡きもの火徳金の故也又月夜見尊金徳の證は殺伐の氣を主りて人民を天折し青山を枯山よし海山を鳴動し左がら秋の様を神書にも記せり西方申酉の方を主り給ふと曰へり又保食大神水徳なる故に古記文よは多く月讀尊と傳載せり故に月夜見尊を素戔鳴尊とも附會せり月は水也大日靈尊火徳ある時は目て出給ふ保食大神は水徳あると不言而明あり

第廿九説 天照大神と月夜見尊の誓約の間に忍穂耳尊化生し給ふとは天照大神は火徳の神忍穂耳尊は水徳の神也火と水は尅す月夜見尊は金徳の神あれば金生水と云理に合なり忍穂耳尊水徳の證は天眞名井に瀧給ふ瓊より生じ給ふ由し日本紀又詳也人の代にも養子を爲すには同姓の中より子の列を取れば月夜見尊の御子を養て天照大神の御子と爲し給ふ神書の説万代迄の養子の法なるべし天照大神の御甥を養子とし君位を傳給ふ也忍穂耳尊は水徳なれば水生木と木徳の仁を貴尊を生じ仁を貴尊は本生火と火徳の火々出見尊を生じ火々出見尊は火生土と土徳の日子孁素武宇合吹合路尊を生じ給ふ也忍穂耳尊より吹合路尊まで水木火土と相生の事は世に流布の東家秘傳にも見へたり天照大神より天下の君は初まり給ふなれば其以前國常立尊より伊弉諾伊弉册までの七代を天神七代と云天照大神は天下の君の始として出現し玉ふれば其より以後五代を地神五代とは崇め奉るあり

第三十説 月夜見尊惡逆の故に天照大神天の磐戸を閉給へば國土常闇となりしとは逆臣の爲に犯され人君天下の御政を聞食ぬは天下常闇あるべし又心の上にて云へば惡逆起

て本心闇きは日の神天の磐戸を閉給て國土常闇とありし也又日蝕を云との説あり但し神代の事跡比譬類多ければ能く察すべし磐戸を閉給ふは人跡の日の神世界常闇とありしは天に御座す日の神也是れ等又天地人を配合して云へり神代の事跡此れ等を以て類推すべし是は月夜見尊の惡逆の故も天照大神御怒を合て天下の政を聞食ぬを比論而云ひたるあり此事は深秘の口傳あるべければ爰に之を示さず神神牀は神の御心を表したり神とは鏡の和訓を中略せり明鏡は萬物を照して一物をだに蓄へず殊も正直の徳を備へり神の御心と同じき故に神勅にも此寶鏡を視る當に我を視る猶くあるべしとの宣ひ玉へり亦神代より太古を以てト合と日本紀にもあり鹿角を抜てト合し事古事記にもあり龜兆傳と云神書もありて易道と符合し易の八卦を以て推て見れば能く合ふ所もあり斯く説き論さば異國の易道を摸して神道は易道に出ると謂はんか否異國の易も人爲より出ざる物に有らず天文を觀地理を察して始し物也本朝之神聖も天文地理を觀察して自然の理も從ふ故に神道をも教へ給ひ佛教をも開かせ給ふ御慮慮あり今とても合は自然も從ふ也天文地理異國而已にありて日本國に於るまじきや假令者天開闢より一度も通路無き南蕃國^{不何}万国にも衣食を知り殊に種々の黒物を持って來朝す此衣食黒物を唐より南蕃へ教へたるにも非す又日本國より教へたるにも非す況して南蕃より唐へも日本國へも教えず其國々にも通明の人ありて自然の理に從ふと何の國も不違是而已ならず禽獸までも其處爲は異國本朝に差なく木に巢を掛け穴に居て食ふべき物を食ふ況んや我國之神聖靈妙之御威徳ある異朝の聖人君主迎も遠く及はざるを世の學者異朝本朝の文

字の上を論せずして神聖の上を論せば吾國の始より今の代までも天照太神の御苗裔天位を續せ給ふは神聖の德異國より遙に勝れ給へる印なるべし斯く有難き神國なれば龜と八卦の數なども異朝而已予史を闕す非す本朝にも神代より自ら傳へて用ひ來るあり龜と八卦と云漢字は異國の書を愛へ神聖道徳の振はさることを慨きつゝ來朝して以後の事たりとも神道易道佛道たりとも自然之理に合ひ神聖之仁愛を普及し給ひ道を開かせ玉ふ法度は天地人造成之始より自ら理性の備はりしかり天地の始は異國本朝とても相違は無かる可し然れども我國の神道は日本國を主とする故に神書之説日本に限りたる如く書たるは理あり我國の元祖國常立尊を元氣化生の靈又配する事あれば異國と元祖同じ事には非す日本紀の私記又日本の日月と異國の日月と各別の由を記したるは愚かる様ありとも日月は異國と相違なきとても配する神に相違ある故あるべし不然則は私記の説以外の避見也日月の同じ事のみ窺知りて配する神に各別なる事を不知故又兩部習合は起りたる誠に謂はれわる言葉かあ

右神代古説神職度會延佳と問答之末是を辨書す

元祿二巳の年八月

伊勢神職 藤木大夫盛直

宗廟社稷

大日本開闢最初第一の太神を國常立尊と申奉り又の御名を

天御中主尊共申奉る則

外宮天照坐豐受皇太神宮是なり此御神に相次て六代の御神まします是をすへて 天神七代と云ふ其七代にあたり給ふ御神を伊弉諾尊伊弉册尊と申奉る此御神の御子又大日靈貴と申奉るは則

内宮天照坐皇太神宮是也此御神の御子を天忍穗耳尊と申奉る其御子を天津彦々火瓊々杵尊と申奉るは外宮相殿にて

豐受大神と御同殿にましまして左に相らひ給ふ御神あり如斯御血脉連綿としてはかれ給はざる御神なれば古へより是を 二宮一光とも仰さ奉るあり誰か内外兩宮を隔て奉らんや此故勅撰の風雅集にも

かたろさの千木は内外にかわれどもちかいはおかし伊勢の神垣
とよめり又ひかしは

兩宮へ仕奉る神主を

二所皇太神宮大神主と申て一人よて兩皇太神宮の神主を兼て相勤たる事なり則今の

外宮に仕奉る神主皆ろの末孫なり抑

外宮國常立尊ははしめて万民に稻を植へる事をおしへて五穀の食物をつかさとり守り給ふを以て

豊受皇太神と申奉る尊号有り豊とは豊年をいひ受とは稻をいふ也かくのとき御神徳まします依て

天照皇大神といへども御供におゐては獨りさこしめし給ふ事安からず天照皇太神の御神託にも我れ

豊受皇太神とおなしく御供をさこしめせねは甚苦しとの給へりされは天照皇太神の御供をも

外宮より 内宮に調へ運ひ備へ奉りけるは神龜六年より

外宮の宮中に 御供殿を立られ朝夕内外両皇太神宮の御供を爰にて備へ奉る事今よひてたえるとおしこれば外宮神主の職分あり依之

両皇太神宮の御供直會を一度に頂戴するとは

外宮の外は有へからず惣して

両皇太神之御參詣の衆中申に及はざる事あから諸人畧衣にて

御垣の内へ入事は不敬のいたりにしてはかはた恐れ多き事也然は両皇太神宮の御供直會をねかふ人には 外宮居住の御師の家にして頂戴ある事しがるべし

右者

両皇太神宮の御神徳を粗書しるして御參 宮人に大意をしらしむ委き事は日本記延喜式舊記等を以てしるべし 神道は昔しよりの法式を違へず左物不移右、右物不移左の心を守りて先祖よりの跡をたかへさる事を

神慮の第一とするかれは昔よりの師旦のすしめをわすれず

御參 宮の人々は其御師の家より両宮御參詣御遂御信心有之度御事に候以上

伊勢御師 藤木大夫

戰亂日記

永祿十二年秋八月二十日

信長公欲略勢州張岐阜至于桑名二十一日使鷹

廿二日至于白子縣軍於觀音城

廿三日陣于木造雨故駐此

廿四日使木下秀吉攻阿阪城秀吉先登迫城傷退然攻急不堪成而散命分瀧川一益軍以成城是時信長公不攻屬疊直攻國司具教所居大河内城騎馬巡城頓於東山夜焚市屋

二十八日

信長公親巡四方捨察要害使織田上野介信包 瀧川一益 津田掃部 稻葉通朝 池田信輝 和田新助 中島重後守 近藤山城守 後藤喜三郎綱明 浦生右兵衛大輔賢秀 永原筑前守 永田

刑部少輔 音地駿河守 山岡美作守景隆 玉林景猶 丹羽長秀ヲ、頓於南山使木下秀吉氏

家經國 伊賀範俊 元安 飯沼勘平 佐久間信盛 市橋九良左衛門長利 塚本大膳 頓於西使

齋藤新五 坂井正尚 蜂谷頼隆 梁田彌次右衛門 中條將監 磯野丹波守員政 中條又兵衛、

頓北使柴田勝家 森可成 山田三左衛門 長谷川與次 佐佐成政 佐々隼人政次 梶原平次郎

不破光治 九毛兵庫頭 丹羽源六 不破彦三首光 九毛三郎兵衛頭於東圍柵數重以塞四方塗
使菅谷長賴 塙九良左衛門直政 前田又左衛門利家 福富平左衛門貞次 中川八良右衛門木
下雅樂介 松岡九良二郎 生駒平左衛門 河尻長能 湯淺甚助助俊 村井新四郎 中川金右衛
門 佐久間彌三郎 毛利秀高 毛利河內守 生駒勝助 神戶賀助 荒川新八郎 猪子賀助 野々
村主水 山田彌太郎 瀧川喜右衛門 山田左衛門 佐脇藤八 行柵斥候
信長公陣使馬廻士近侍弓部烏銃部等、同爲更番

九月八日使槍葉通朝 池田信輝 丹羽長秀夜攻西後門三人分三隊而出時雨不能用烏銃也信
輝軍、

信長公 近士朝日孫八郎 波多野彌三郎 落合小左衛門戰死、長秀軍、近松豐前 神戶伯耆
市介 山田太兵衛 寺澤彌九郎 溝口富介 齋藤吾八 古川久助 河野三吉 金松久左衛門 鈴
村主馬等及士卒戰死二十餘人皆勇士也

九日 使瀧川一益焚多藝谷國司第及民屋

遜稻攻城欲使餓死是時有使來于 信長陣曰城中糧盡請讓國司於公子茶筌

信長公聽即定約

十月四日使瀧川一益津田掃部、守大河內城國司父子退居於笠木二

信長公使毀田丸城及處々城壘罷關永免關征以安往還旅客

五日

信長公至山田宿于社職堤源介宅

六日 奉備神馬武黑黃金祈神日本一統平均而
爲大平武運永久

信長公詣於兩社拜神直二詣於淺間社二

七日 廢絕發神社示祭祀

發山田宿木造

八日

頼軍於伊州上野使茶筌守大河內城

津田掃部爲副阿濃津流見木造三城使瀧川一益戎焉上野城織田信包戎、焉歸遣諸軍於各國

信長公師麾下近習過千艸咩直如京師

九日

至千艸時大雪

十日

宿市原

十一日

到京師告平勢州於大將軍邇于京四五日而

十七日 還岐阜城 畧

天正二戌年六月

元浪人二郎左衛門

源助家人 村松八右衛門

左に住職世代を記す

○義山	○傳護	○雲照	○道順	○義順	○明西	○明說	○空山	○明空	○明意	○明一	○覺山	○明義
弘仁六年十一月廿六日逝去	寬平九年九月十二日逝去	天曆六年二月廿二日逝去	寬治六年正月廿日逝去	承安三年十一月六日逝去	建長六年十一月廿五日全	應永六年四月廿六日全	應永六年三月廿四日全	文正元年十一月十日全	永正五年七月三日全	天文七年十月十六日全	應長五年二月廿九日全	寬永十五年八月廿日全
七十六歲	八十九歲	六十六歲	六十八歲	七十六歲	八十二歲	九十七歲	八十六歲	七十二歲	七十六歲	五十四歲	七十一歲	三十八歲
○教念	○教順	○惠覺	○順山	○靈山	○空賢	○誦山	○楠山	○明西	○明山	○明覺	○覺道	○明三
天長八年十二月十四日逝去	天歷三年八月十日逝去	長徳二年十月七日逝去	天永元年九月五日逝去	承久二年三月十七日全	弘安六年四月十日全	元應元年三月二日全	應永十二年十二月廿五日全	明應四年六月十二日全	享祿三年正月十八日全	元龜二年六月三日全	寬永八年四月十日全	正徳二年十月廿五日全
七十八歲	九十三歲	八十四歲	五十七歲	九十歲	七十三歲	九十一歲	六十二歲	九十七歲	六十三歲	七十八歲	八十一歲	八十二歲

○明說	○春說	○義諦	○諦硯
寶永六年十月二日全	寶曆十二年八月十九日全	弘化元年八月十日全	明治十六年二月廿三日全
二十五歲	六十二歲	七十五歲	六十二歲
○讚說	○了泰	○諦靜	○諦穎
享保十七年四月七日全	天明八年十一月十一日全	天保十四年十二月廿六日全	當第三十四世
四十七歲	六十歲	三十六歲	

天皇歷代

○人王神武天皇 以下天皇の第二緩靖○第三安寧○懿徳○孝昭○孝安○孝靈○孝元○開
 化○崇神 此御世皇祖を○垂仁 此御世皇祖を五○景行○成務○仲哀○神功○應神八幡○仁
 徳○履中○反正○允恭○安康○雄略 此御世神勅に仍て豊受大神を丹○清寧○顯宗○仁賢
 ○武烈○繼躰○安閑○宣化○欽明○敏達○用明○崇峻○推古女皇○舒明○皇極○孝徳女
 齋明皇極 王室 隱王天智 皇祖の隠れ住み玉ふ靈地隱 ○天武 元の御 此間天日嗣 歷土弘文
 大友後御諱 中興 田代後世山神と齋忌す蓋し ○持統 ○文武 ○元明 ○元正 ○聖武 ○孝謙 ○淳仁 淡
 幽界の靈を稱す明治三年追諡の号あり ○光仁 志貴王の子 ○桓武 都を平 ○平城 ○嵯峨
 帝 ○稱徳 臣和氣清曆直言を以て斥けらる ○光仁 天智孫あり ○桓武 城に定 ○平城 ○嵯峨
 ○淳和 ○仁明 ○文徳 ○清和 ○陽成 ○光孝 ○宇多 ○醍醐 管公を ○朱雀 田原秀卿等朝命を奉
 路

左より縁由を記載す

神地之舊制

- 一 隱王は往古伊勢の齋王とも曰ふ兩大神祭祀し玉ひけり
 - 一 伊勢大神宮舊神官は藤波祭主河邊大宮司兩宮拾員禰宜權員數多禰宜別宮物忌攝末社祝部等あり
 - 一 伊勢山田町舊師職中神職或は宇治年寄山田三方職ありて土地一般の政務を執り其天領たるを以て直に公議奉行へ諮詢す
 - 一 大神宮領之内古來守護不入之地と稱し仕置は年寄申付候事
 - 一 大神宮司家役人 二軒 師職兼帶
 - 一 神宮家 廿余家正員禰宜宮中并は町在に有る掛社支配師職兼帶
 - 一 師職三方廿四家山田井に在々惣支配往古坂方須原方岩淵方(三方なり)とて寄合場所有今世會合所とて一之木町にあり
 - 一 師職年寄其町にて三方の別家舊家三方家の寄子也一卿を支配す
 - 一 師職殿原 平師職と云三方家年寄家神宮家の家來あり
 - 一 殿 原 師職家且廻手代并は諸商人皆師職家の家來あり
 - 一 仲 問 百姓町人皆師職家の家來あり
 - 一 船 崎 年寄 諸商人の内舊家勤之二町共に師職無の故也
- 但し妙見町は舊拾二郷の外ありと云寛政年中川崎船江に屬し一郷と成然れども師

職有之故師職年寄を兼役す

明治之維新

大政維新と稱し攝關幕府を廢し太政官神祇官を復せられ海内封建之制改り悉く郡縣と成門閥を廢し賢材を擢用せらる神地師職廢止新に神宮司廳を組織せられ且つ立法司法行政之權を分ち度會府設置橋本實梁卿府事に知す當地三方堤正親盛雄等同府御用掛を以て勤仕す尋而縣名に改り舊神職中兩宮正員禰宜并に權禰宜職世襲所謂叙爵家及三方年寄出勤之者改而本縣貫屬士族籍に列あり以下完く神役を解かる但し明治四年七月大改革正四位上盛雄故友實梁卿と親み善し嘗て年首饗宴に會し左の一首を房則へ給はる

新玉の年を迎へて先どおもふ

すめら御國の動きをかかれと

實 梁

奉 申 上 口 上

今般從 度會御府家筋家格勤向御調子に付左より奉申上候

家 筋

一元祖松月道千 寛永六年亡後貳百三十有余家血脈相續致居候

家 格

一元祖之武家之浪人治良左衛門後に御師堤家へ來り村松を名乗八右衛門と呼師職之列より加り居住地名を取り藤木大夫と号す時富士貴家を姓と定以有所縁鈴鹿郡楠原を檀所と爲し九代辨吾出奔而行居不知無程儀左衛門再興始終不孝之成行に付傳家相授之器物或は師職株近親之者へ預け有之慶應元年御會合仕法之節職名改義大夫從來之檀家永領に

取戻し復舊 神役致居候

勤 向

一元祖具成 三方堤佐渡守へ近從隨來御奉公之間 神樂職より列し年々大御田祭相勤尙主人擅廻代勤并に自分擅家祈禱 神樂奏行致居候
右之通相違無御座候以上

三方堤 正親内

村松義大夫判

慶應四年辰八月

宮後 御年 寄 御衆 中

度會郡山田宮後町

元師職村松義大夫

村松九十九

元通稱 儀左衛門

一寛永年中より相續候處文政六年八月村松辨吾と申に至り不幸にして絶家仕るを天保八年三月養父儀左衛門同姓再興仕候事
一慶應元年十月舊三方會合所へ献金許可を得て師職加入仕候事
一明治二年三月撰社志等見社祝部に任
一頒布大麻師職名は藤木大入として右配札檀家は前條絶家仕候際親類大泉忠大夫方へ相預け有之候を師職加入によつて慶應三年八月舊に復し則ち該年より大麻頒布仕來り候

事

舊檀家共收入高及止宿料神樂料等は茲に略す

一十二年六月御救助金拜戴
右之通りに御座候也

明治二十年七月五日

元師職

村松九十九

三重縣令岩村定高殿

但し太政返上各藩が領土奉還より引替へ 神地舊神職中 大麻頒布及神樂止宿料等收入致居候者へ當時縣令岩村君より些少救助を預る

印紙

委任狀

三重縣度會郡宇治山田町大字宮後町百四拾番地

戸主 村松九十九

右親戚之義務ヲ以テ無期役拙家執事之名義ニ該當スル左之項目之事ヲ委任致候

一拙者儀老衰ニ及ヒ家督繼續嗣子諦縁未丁年ニ付今度家事后見ヲ請スル九十九儀ハ古來住持セル我寺氷院立維持之方法ヲ設ケ從來教導之身分ニ於テ信徒ヲ結成シ末代名分ヲ保持セル古傳説紀文ヲ明徴ナラシメ無勿牀モ皇祖遺蹟后世魔滅セシメテ憂慮シ爰ニ内規約法案ニ基キ會員之契約ニ先テ權限ヲ代表スル部理者ト爲シ子孫へ遺囑シ自今執事

我家事ヲ理シ且ツ家政職務ヲ取扱フヲ要ス

一我王家山宮跡勅願菩提提供養法務三十四世系統住職諦願ガ祖先來歷本院之創立起因由緒ニ於ケル舊檀家ノ歸依信仰等ヲ以テ成立スルニ非ス后世神統襲職ノ位置ヲ擅制シ權利ヲ壓伏スル先室宣命繪旨ニ背キ王憲ヲ蔑視シ名分ヲ汚ス國家悖逆ノ賊徒罪科遁レ難ク假令如何ナル苦情有リトモ會則規定ニ據ル執事ハ恒例之法典ヲ執行シ之ガ代表スル事項住職去就ニ關ハラザル可シ

一我家繼續者古來住持スル坊舎寺務取扱方第拾一世本願寺ニ歸依以來其制度ヲ守リ其命令ニ服從シ併而家政統理スルノ煩多ナルニ據リ其權内ニ於テ執事ニ委任セシ以上王來王家繼續者ニ成交リ其事務ヲ取扱フヲ自任シ即チ神統子孫ノ聊賴スル所ナレハ責任至テ重ク其位置從テ亦輕ラス之ガ時宜果決斷行スルニ臨ミ我緣由ニ於テ直ニ宗派管長教會管理ニ閣下ニ稟請スルヲ得

一隱王系統之住職王來王家民部証代人タル執事ハ其權内執事ヲ扶助スル爲御用掛以下ノ事務員ヲ指命シ自今同宗派管理部内 皇道一派擴張之爲教導救占之趣志ヲ舒ベ先王之遺靈ヲ慰メ 皇祖之遺勅ヲ守リ見今之法令ヲ遵守スル限リ世襲家例其權内ニ於テ年々御國忌供養法會ニ縁類同志者ヲ招集シ自今其名分ニ於テ發行スル隱王系統錄著明之家筋緣由有ル諸家ニ就キ本會役員ヲ撰定スヘキヲ要ス

一我家傳承スル事由寺法物持續之家督自ラ典故ニ馴習シ併而寺務相續スル現在住職拙者ヨリ委任ヲ受ケタル執事ハ自今其名義發行スル天衍末裔記ニ基キ家事諸般ヲ理シ是ガ

撰擇推舉スル所ノ役員事務上亦ハ通念寺古來撫循スル所ノ舊臣蘇檀家信託改會員タル身分ニ過失ヲ生シ不都合ヲ醸ス有ル時之ガ理非チ取亂シ各其責ニ任セシムヘク且又世勢ニ變維新後只一時ノ權機ニ任セ地方官ノ所轄ニ屬スルモ元々本院 勅願創立之起因由緒有ル古來 勅願ニ違シ累世朝心之顯位重職ニ任シ今ヤ王政復古盛衰ニ遭遇シ往古ニ禘奠ヲ復スルヤ 其系統者タルモノ是カ本務ヲ廢却シ職分ヲ汚シ其權利義務ヲ放擲シ萬代不易ノ名分ヲ失墜シテ祖祀亡絶ノ感ヲ觀ニ忍ヒス實ニ家事ヲ囑托シ親戚縁故ヲ以テ代表スル執事日夜憂慮ニ堪ヘズ寸時措ク能ハサルナリ仍之其權内方策ヲ建テ院悉皆費用ヲ自辨シ于時會員名ヲ削除シ或ハ勅願寺坊ニ參内ヲ制止シ祖先法會ニ參列スルコトヲ許サス禁慎責罰或ハ從役解退罷免等常ニ行爲ヲ看察シ隨應處斷テ庸ヒ該寺院之安寧秩序ヲ紊亂セシメザルニ回顧スル所ナリ

右 宗室中興天智帝勅願歷代通念之銳意精舍家名永隆保存ヲ遂ゲ爾ノ後世ニ至祖先艱苦ヲ追想シ深ク將來子孫ヲ戒メ今後一層職權ヲ重シ家政ヲ整理スル執事協贊ヲ經テ寺務教則ヲ規定シ爰ニ証明スル職權代理ノ委任狀仍テ如件

三重縣員辨部笠田村大字市之原村

隱王四十六代後胤勅願創立自坊

第三十四世眞宗法脈系統住職

明治廿四年九月五日

王來王家 諦願 印

本書出版に付左の旨を辨す

一救古會ハ政社政黨政會杯ト意義趣向ヲ異ニシ一切世間紛議ニ不關眞宗管理部内單一ナ
ル 皇道教會ニシテ其趣旨タル先王宣授綸命有リタル歴代慮慮ニ出ル 皇室典範ニ基
キ勅願之法會ヲ執行スル爲王家山宮跡ヲ再興保存スル爲萬世王家之名分ヲ失墜セザラ
ノ爲往古之禱奠ヲ復シ坊舎之永立維持ヲ計リ普ク縁類同志者ヲ招集シ義捐志納金ヲ募
集スルモノナリ

一統而本院役務執行ニ方リ宣命ヲ以テ發布スル書面ニハ本院ニ縁故アル統末者乃チ神統
子孫ノ署名捺印セシニ膺リ木院ヲ代表スル執事ノ命令ニ據リ取扱上異論無ルヘシ若シ
責任者ニ取テ不都合過失有ル場合ニハ會員一同ヨリ王家山宮 神統子孫ニ事理伸陳シ
從役免除之カ辭職勸告ヲ爲ス等適意ニ取計フヘシ

一本院勅願創立之起因有ル古來顯著之事由敝聞ニ達シ後世臣民ノ所爲猥リニ批評ヲ加ヘ
其位置變更スルコトヲ得ス若シ逆臣亂賊ノ出ル有リテ朝憲ヲ紊亂シ我 職權ヲ妨碍シ祖
先ノ墳墓ヲ發掘スル如キ皇靈ヲ無辱シ先室靈場ヲ汚瀆スルモノ責難固ヨリ宥ス可ラス
此等 皇陵ニ對シ不敬系統者ニ危害ヲ與フルモノ國法ヲ以テ其罪ヲ問フヘシ

一本院永祿前火災ニ罹リ燒失之余ニ保存スルモノ就中騷亂之際盜賊侵入山内寶藏之物具
ヲ竊取スル者アリ原本書類筆蹟縷糊トシテ殆ド判明シ難キニ至レルヲ採集シ先住職師
硯兄玉置嘉永二年由緒上伸寺格昇進之節騰寫之ヲ院ニ藏ム今般紀傳世ニ絶センコトヲ憂
ヘ御用掛等取調ヲ經テ傳來之事由ヲ參證シ公ニ書籍ニ編成スルモノナリ

一本書改正増補之節左ノ圖書等ヲ搜入ス

王來王家舊領隱里地繪圖

天照大神佛躰化現衆生濟度シ玉フ圖

天智帝山科行幸之砌嫡子大友ニ御遺勅之圖

大友大將軍出陣行裝之圖

大友皇子大劔ヲ拔キ自ラ強敵ヲ退シ散玉フ圖

大友帝最後粟津血戰奮闘之圖

粟津最後之軍ニ大友帝身ヲ隱シ玉フ圖

大友皇子身ヲ遁レ玉フヤ山路ニ皇祖ヲ念シ玉フ圖

大友帝冥靈ノ扶助ニ頼リ賤男ヲ得玉フ圖

十市皇女涕泣深夜大友崩御之場所ニ御菩提吊ハセ玉フ圖

皇女尊前ニ大君再生之由シ賤男拜伏言上スル圖

大友皇子賤男ニ力ヲ得テ齋戒沐浴再ビ皇祖ヲ念シ玉フ圖

大友皇子蘇我赤兄ニ再會セラル、圖

蘇我左大臣先帝御遺勅靈地隱里ヲ尋ヌル圖

隱里ニ天智帝化現神祇崇祀在ス圖

大王尊前ニ於テ左大臣物語尼僧早途珍勝ヲ饗スル圖

大友主從相率ヒテ先帝ニ拜謁スル圖

左大臣蘇我 皇命ニ仍テ落飾スル圖
 龍神美女ニ化シ尊前ニ再拜禮伏スル圖
 通念坊開基願陀庵室住居之圖
 田代公方通念坊又ハ神前ニ御祈禱シ玉フ圖
 里俗隠レシ坊ノ遊戯世ノ習ハセト爲ル圖
 田代公嫡子一貴ニ王來王家姓ヲ賜ハリ宣命之圖
 持統天皇早途尼ヲ御庭前ニ召出シ實否ヲ尋テ玉フ圖
 早途尼國司三宅ニ對面無上ノ后胤其譯柄ヲ物語スル圖
 田代公方楚原ガ暇殿ニ行幸在ス圖
 年大旱ニ田代公方民ノ難澁スルヲ哀レミ雨請祈禱シ玉フ圖
 田代公方隱居民山ノ神ト稱ヘ靈祭儀式ヲ始ムル圖
 里民布施隱シノ惡僧ヲ責ムル圖
 都ノ勅命ニ仍テ一貴御經文ヲ書寫シ獻セラル圖
 隱王市腹連天神地祇ヲ祭祀シ玉フ圖
 正四位峯基出家通念坊兼帶法務ヲ主ル玉フ圖
 王來王家民部卿神ノ靈告ニ仍テ神玉ヲ得玉フ圖
 大脇公方管家之庭前ニ桔梗撫子ヲ獻セラル圖
 延喜六寅年給鹿山惡鬼討平ノ圖

春日大明神御靈夢ニ仍テ王來王家元助川路ヲ開通シ玉フ事
 並ニ田畑ヲ起シ金井ヲ穿ツ圖
 天皇者ノ繁榮牛馬三千匹ヲ飼養スル圖
 王來王家元助出家黃金數万斤ヲ以テ伽藍ヲ建立スル圖
 夜光山玉光寺如來三昧佛出現ノ圖
 田代ヶ池ニ龍神現ハル、圖
 保食神御夢兆彌陀如來ノ本堂ヲ再建スル圖
 王來王家左兵衛尉並ニ三郎武藝練習スル圖
 善信御坊伊勢大神宮ニ參籠シ玉フ圖
 皇願院法類ヲ集メテ楠三郎方ニ趣シ圖
 善信聖人筆標ヲ以テ六字名号ヲ書キ玉フ事並ニ侍座明西法師ニ下シ給ハル圖
 明西法師聖人ヲ客殿ニ迎入レ御馳走スル圖
 明西寺下檀中庵至ニ於テ聖人ノ御教化ヲ聽聞スル圖
 弘安之役蒙古之兵船神風ノ爲ニ覆ヘサル、圖
 山徒大内ニ押寄シ暴衆ノ圖
 王來王家宮ニ賊徒侵入ノ圖
 元弘元未年楠多聞兵衛正成兵ヲ舉ル圖
 湊川合戦多聞兵衛最期奮闘之圖

四條繩手楠兄弟討死ノ事及正之生前孤兒ヲ天氏ニ托スル圖
蓮如上人當國御教廻御化導之砌王家山ニ滞在ノ事及ヒ楠三郎并ニ皇願院明西へ染筆ノ
名号給ハル圖

佐々木教綱入道軍學兵法ヲ師範スル圖

佐々木彈正山科本山ヲ焼打スル圖

教綱入道彈正ニ對面合戦ノ意趣ヲ聞糺ス圖

永祿十二年右府狂亂諸國社寺ヲ焼拂フ事及ヒ勢國司へ攻寄スル圖

中村藤吉勝ニ乘テ追掛シテ高岡城主取返シ中村ガ甲ヲ叩キ割ル圖

伊勢三郎瀧川ニ城ヲ奪ハレ空シク退場ノ圖

通念寺山内ニ楯籠リ防禦之策ヲ盡シ瀧川勢散々ニ逃退スル圖

長島合戦空山之勇僧加勢スル圖

楠止具持佛堂エ上リ聖人ヨリ傳來セシ彌佗ノ名號ヲ檀上ニ奉掛稱名諸共夜間ニ退城ノ
圖

楠正具死罪ノ場へ引出サル、ヤ紫雲宇宙ニ棚引キ光明輝キケルニ將士遂巡木ノ下危害
ヲ救フ圖

顯如上人御危難下ツ間勇ヲ奮フ圖

鷲・森御坊へ信長押寄セ鈴木親子ノ軍將堅固ニ守護シ惡逆意ヲ逞セザル事及孫一等忠
填血戦スル圖

高木持續ノ駒野城秀吉公焼打セント用意アルキ徳永參州公ノ仰ニ仍テ太田金七并ニ通
念寺空山安田空明等加勢スル圖

通念寺旅人ノ姿ニ身ヲ装シ難行スルニ武者出來リ合戦之銳利ヲ尋ヌル圖

教如上人軍陣行装稻葉山ニテ通念寺念覺山ニ遇ハセ玉フ圖

高木持續ノ駒野城秀吉公焼打セント用意アルキ徳永參州公ノ仰ニ仍テ太田金七并ニ通
念寺空山安田空明等加勢スル圖

通念寺旅人ノ姿ニ身ヲ装シ難行スルニ武者出來リ合戦之銳利ヲ尋ヌル圖

教如上人軍陣行装稻葉山ニテ通念寺念覺山ニ遇ハセ玉フ圖

會 則

第壹條 本會ハ真宗東派通念寺歸依信徒之組織ナル所ニシテ皇道一基之趣旨ヲ擴張シ

勸願獻慮ヲ遵奉スル住職系統ノ子孫ヲ奉牀シ誠ニ古道ヲ救濟スルノ教會ナリ
第貳條 本會ハ元神祇院齋宮殿舊領タル隱里靈地王家山宮跡寺内ヲ安全ニ保守シ 皇祖

ノ遺業ヲ失墜セザラン爲會員ノ盟約ヲ遂ゲ世々 神孫ニ法脉ヲ承ル王家山宮氏神
祭祀ニ資陸シ年々家例法式ノ 皇祖御國忌供養法典ヲ行フモノトス
第參條 本會ハ於テ世々法務ヲ囑托セル寺務住職王來王家氏公私用務ヲ負擔スベキ爲緣

故親族之重立タルモノヲ執事ニ撰定シ家事ヲ理セシメ古來世襲住職權限之部理ヲ委
任ス
第四條 本會々員ヲ奉牀セル天智院寺務住職王來王家氏ハ神系繼續タルヲ以テ其悠久ニ

傳承セル職務ヲ失フコト無シ
但時宜ニ據リ其筋之許可ヲ請ケ任職之上ニ別當職ヲ置クヲ得

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ會衆公權ノ事務ヲ處理セシム
但御用出張旅費或ハ公務上入費ヲ支辨スル爲ニ各員ハ手充金ヲ配附ス

總裁壹員 月手充 金二十圓 會長壹員 月手充 金拾五圓

幹事五員 月手充 金貳拾圓 別當壹員 月手充 金拾八圓

住職壹員 月手充 金拾五圓 執事壹員 月手充 金拾貳圓

第六條 本會ヲ組織シ天智院系統住職ノ威嚴ヲ備ヘ將來跡面ヲ磨勵シ國法之典範ニ基キ
 新ニ一派教導ヲ開擴シ歷代聖帝之遺旨ニ背カザランコトヲ誓ヘル本會々員ノ効力ハ獻
 金志納義捐會費トス

但系統住職ハ會員ノ獻金志納等ヲ以テ御靈堂場ヲ修復シ院中之費用ニ充テ其權内
 ニ於テ百事諸般ヲ取扱ハシメ永立維持之方策ヲ建ツルモノトス

第七條 本會幹事之推舉ニ掛ル別當職ハ天智院事務主宰者タルヲ以テ王來王家氏血統ニ
 非レバ委任スルコトヲ得ス

但本會總裁會長ハ住職執事之撰定ニ仍リ幹事ハ會員中之ガ指命ニ應スベシ

第八條 本會ハ眞宗教會之支部通念寺舊檀頭檀家縁者ハ一團結成セル教會ニシテ住職ハ
 家例之法會大禱奠ヲ執行シ 先王之御遺靈ヲ奉慰一同之心願ヲ達シ菩提道吊ニ從事
 スルモノトス

但王來山内宮跡ヲ會場ト定メ會場ハ整理王住職執事之本務トシ寺内ニ本部事務
 所ヲ縣下宇治山田町大字宮後町當時執事所有地ニ支部事務所ヲ設置ス

附記 本會擴張ニ隨ヒ事務之便宜ヲ計リ三府ハ支部事務所ヲ設立スルモノトシ當分
 事務執事邸内ヲ假事務所トス

第九條 本會本部并ニ支部事務所ニ救古學會ヲ附屬建設シ學生ヲ教諭ス
 但舍主所長ヲ兼テ舍監查員教諭查員輔教員本役會員及雇員若クハ會員中才學技
 藝アルモノ担当シ其舍則ハ別ニ之ヲ定ム

附記 各事務所中ニ就キ印刷局ヲ設ケ會員ノ諸說役員ノ編輯ニ掛ル國教新報ヲ發兌
 スルモノトス

第十條 本會々員之奉躰シ古來天衍末裔ト稱スル王來王家氏家政職權ヲ代表セル執事ハ
 左之雇員ヲ聘シ院中諸役ニ從事セシメ及ビ會員公衆ノ役務ニ奔走セシム
 但公役ヲ負擔シ各自應分之費用ヲ要スル爲手充金ヲ給與ス

- | | | | |
|-------|-----|------|-----|
| 御用掛五員 | 月手充 | 番役二員 | 月手充 |
| 金七圓 | | 金六圓 | |
| 雜使五員 | 月手充 | 保傳查員 | 全上 |
| 金五圓 | | 仕丁四員 | 月手充 |
| 女婦三員 | 月手充 | 金三圓 | |
| 金貳圓 | | | |
| 殿女一員 | 月手充 | | |
| 金四圓 | | | |

附記 保傳女婦何レモ貞操淳朴篤實清廉ナル者ヲ採擇ス

第十壹條 本會ハ維新後通念寺舊檀家等之稱ニ更ニ歸依信者ヲ以テ悉ク會員ト稱シ其會
 員及縁者ニ授與スル爲王來王家々乘記録ヲ出版シ執事之名義ニ於テ之ヲ發行スルモ
 ノ固ヨリ販賣ヲ禁止スル所ナリ

但國教新報ハ無料ヲ以テ會員ニ領布スベシ

第十貳條 本會ハ凡ソ帝國臣民トシテ大義名分ヲ辨ヘ愛國慷慨之義氣アルモノ總裁ノ鑑
 識ヲ經テ何時ニテモ入會スルコトヲ得セシム

但入會ヲ志望スル奇篤ノ信徒ハ其趣ヲ以テ本會事務所ニ告知スベシ

第十參條 新ニ本會ニ入會スルモノハ臨時會員トシテ金五圓志納スベシ從來縁故ヲ以テ

會員タルモノハ別段志納ヲ受ケス通常會員タルニ金五拾圓寄附スヘク亦會員中五ヶ年間役務ニ從事シ本院御靈堂場修復之際多少義捐ヲ爲シ或ハ金五百圓以上獻金ノ効カアルモノハ特別會員ニ班スルヲ得

但シ各種會員ハ每年金三圓六拾錢ノ會費ヲ要ス

第拾四條 本會ハ會長之見込ニ仍リ會員ニ特別通常臨時會員券ヲ授渡シ總裁ヨリハ入會證書ヲ下附シ連盟簿ヘ調印セシム

但本會之成立ヲ保ツハ會長ニアリトシ會員結集ハ總裁之意見ヲ以テシ天智院ニ於テ執行スル御國忌供養法會ニ招集シ任職執事法典ヲ行ヒ別當臨監幹事其間ニ周施ス

第拾五條 本會幹事之推舉ニ掛ル別當職ハ世々天智院々主之稱號ヲ襲續シ任職執事其命令ニ服從シ事務執掌スル所將來別ニ掌使權掌使ノ名分ヲ冒スルコトアルヘシ

但時宜ニ據リ其筋之許可ヲ請ケ別當職ヲ任職今之任職ヲ副任職之名義ニ變更スルコトアリトス

第拾六條 本會總裁ハ信徒公衆之輿望ニ屬シ古來緣由アル華族家ヲ推戴シ會長ハ本會ヲ統轄シ責任最モ重ク幹事之ヲ助ケ別當之命ヲ承ケテ役務ヲ取扱ヒ王家山宮會計收支ヲ司リ相共ニ忠勤和合儉約質素ヲ旨トシ從來之職務ヲ安全ニ持續スルモノトス但別當無之キハ任職若シハ執事之ニ代ル

第拾七條 本會幹事ハ會名簿ヲ調製シ各種會員タル名譽之稱呼氏名ヲ表旌シ毎年之ヲ諸

員ヘ配附シ且ツ會員ノ連盟ヲ遂クルモノハ直ニ新聞紙上ニ報告スヘシ

但總裁ハ會事錄ヲ備ヘ常ニ本會ノ運命成行ヲ錄セシム

第十八條 本會會員タルモノハ何時ニテモ院中ヘ參候シ院主ニ面謁及ヒ役員ニ面接シ先帝ノ遺物ヲ拜觀シ御靈堂場ニ參詣ヲ遂クヘシ

但會員ニシテ不徳ノ所爲アルモノハ總裁ノ命ヲ以テ直ニ除名スヘシ

第十九條 本會幹事ハ別當職ヲ擁護シ總裁會長ヲ扶助シ任職執事ノ意見ヲ擴張シ天智院財政節度ヲ守リ實ニ王來王家盛衰存亡ニ關スル責任ニ身ヲ處シ會員中信用之篤キモノヲ推撰シ公衆一般之役務ヲ負担セシム

但天智院密議樞要事件ハ役員ニ於テ秘決論判シ決而局外ヘ洩スコトナシ

第貳拾條 本會々員之奉鉢セル神統住職王來王家氏々神靈祭私之祖祀ニ關ラズ今日一般寺務之法則ニ據リ任職ハ一時縣廳之許可ヲ請ケ教導開擴之爲元々眞宗之派脈ニ移レルヲ以テ事重大之措置ハ大谷御門主ニ諮詢シ余ハ會長執事之指揮ニ從フモノトス但會員ガ皇祖ノ爲系統者ノ爲義捐志納セル金額等幹事之精算ニ附シ之ヲ帳簿ヘ記載シ一々總裁之檢閱ヲ請ケ各事務所ヘ納置シ法務費用一切院之仕出方賄方ヲ爲シ其余裕ヲ利新資産ニ積立テ天智院永立ノ維持ヲ保ツモノトス

附記 本會ヘ入會書式雛形左ノ如シ

用紙半紙野

印紙

入會申込證書

拙者儀救古會へ入會之義志望候ニ付法案之御規則堅守仕 先王家君之爲ニ擲
躬盡力可効候條其爲會員之盟約ヲ經度據テ入會申込證書如件

何府傳縣何郡何市町村大字何番地

明治何年何月何日

族籍 氏 名 調 印

三重縣員辨郡笠田村

天智院通念寺住職

王來王家 某 殿

同院同家執事

何 之 誰 殿

右會員タルニハ族籍身分職業如何ニ拘ラス本條規相當之手續ヲ經テ志願スヘシ
前條々敬神勤王忠志ニ起リ通念寺古來世襲寺務系統住職權内ニ於テ規定シ素ヨリ教導之
身分其負担ニ堪ユルコトヲ信シテ疑ハズ隱里王家之衰亡ヲ憂ヘ我 先王^ノ之遺靈ヲ慰メ國教
ヲ振起セシコトヲ企圖シ普ク信徒有志者へ告示スル所也
院宣第壹百號

明治廿六年九月五日

伊勢國員辨郡笠田村大字市之原村

通念寺第三十四世住職王來王家諦穎

執事 村松 九十九

明治廿六年五月九日

第六號 宮内省事務司事由屬出 謹啓

同國事務年同月十一日

同 省 縁故届出

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

皇國事務 皇國事務 皇國事務

九十九

舍 則

第壹條 本舍ハ救古會々員ノ子弟ニ非レバ入舍スルヲ許サズ

第貳條 本舍ハ入舍スルニハ束脩トシテ金五圓ヲ納シム

第參條 本舍ハ壹學期ヲ五ヶ年トシ毎科ヲ壹學期ニ脩シメ平常學習之用ニ供シ其筆紙墨或ハ點燈入費ヲ辨スル爲學生ヨリ壹ヶ月毎ニ左ノ月謝金ヲ納シム

第壹學科 各月謝金三拾錢

第貳學科 各月謝金五拾錢

第參學科 各月謝金八拾錢

第四學科 各月謝金壹圓

第四條 本舍ハ左ノ學級ヲ設ケ學生ヲ獎勵ス

每科 從第壹級 至第十級

第五條 本舍ハ左ノ課業ヲ授ケ學生ヲ教諭ス

第壹學科 讀書 算術 習字 圖書 體操

第貳學科 博物 倫理 地理 法政 忍術

第參學科 文學 語學 神典 國史 武藝

第四學科 別ニ課目ヲ置カス專門學術ヲ研究シ併而百種技藝ヲ練習得ス

第六條 本舍壹學期修業毎ニ試驗ヲ施シ履修証書ヲ授與シ全科卒業之上卒業證書ヲ授與

明治廿六年九月五日

第七條 本舍ハ入舍スルニハ別段願書等ヲ要セス會員ノ申込ニ仍テ許可スヘシ

第八條 本舍ハ學生ニシテ教員之命ニ背キ不品行或ハ學業ニ解ルモノ通學停止ヲ命シ若シハ退舍セシムルコアルヘシ

第九條 本舍授業時間ハ毎日午後五時ヨリ同十時ニ至ル

第十條 本舍大祭祝日及毎日曜ハ休業ト爲ス

右構成ニ就キ舍主舍監ヲ撰定シ各學舍ヲ管理セシメ學生ノ監督入舍退舍等其權内ニ於テ適宜ニ處置シ教諭輔教ヲ任用シ實地授業ニ從事セシム

明治廿六年九月五日

救古會設立有志者

代表人 村松 九十九

字句更正

一書中會則中教會新報ヲ認テ國教新報ト爲ス

是ヲ正スヘシ 但シ時宜ニ據リ救古雜誌ヲモ發兌ス

一學舍教會屆方ヲ爲シ仍テ發刊スル冊紙へ各種會員名ヲ表旌シ併而執事親族之義務當任職ヨリ委任シ其受理スヘキ權内永立維持家例ノ法典ヲ行フ爲ニ設クル本會々員ノ入退會院宣御布告達旨役員就職辭免其他會計收支役務ニ就キ須要ナル報告ヲ爲シ役員ハ紀事投稿ヲ撰輯シ常ニ新報雜誌編纂方ニ從事シ其職トスル所信徒學生ヲ教訓シ會員ノ與カルヘキハ通信探訪ニアリトス

但寄附義損金ヲ募集スルハ本院執事間協方家政ヲ理治スルモノ余ハ亦贊セス

一本會々員ノ連盟ヲ爲スニ當リ役員ハ最初取扱手数料金貳圓及入會保証金五圓ヲ收メシメ内幾分ヲ本山へ志納シ余ヲ以テ職務入費ヲ支辨ス

但此場合ニハ別段寄附義損等ヲ受ケス入會証書下附ノ上報酬トシテ幾分ヲ志納ス

一本會へ入會ヲ志望スルモノ書式ノ通入會申込証書正副二通ヲ認本院執事へ申込ムヘシ一本會へ入會ヲ証スル爲會員へ天衍末裔記隱王系統錄各壹部宛配與ス

右規定候事

天智院 御用 掛

大日本帝國救古會

宗派管長

正三位伯爵 大谷法主 御執事

御一門一家諸役人

本會設立首唱者 王來王家 諦穎

同 賛助者 村松 九十九

舊王家山宮義故縁属

今般同宗派管理部内教會布設に付

本書縷述する所神典復古之意志兼而國法之典範も基き新に會則條規を定め祖師法脉神孫種族に傳承する古紀文事理判明ならしめ聖帝勅願繪旨を承け恒列之御國忌供養法會祖祀菩提追吊に從事し自今此教會を遵守し信徒を撫綏し彌々教導に奮發し職務に勉勵し和衷協力大に君家に輸す所あるを以て深く子孫を戒懼するものあり
右苟くも 皇國臣民として大義名分を辨まへ先世の恩誼を忘れざる輩は忝に會員の盟約に連り揮而該忠志義舉に賛成し勤王誠意を輸すべし

本錄正誤

○二高坂王同心せざる同心せらる ○三近臣勇士十五六輩 十六輩 一六〇さびあり栗○釋類豐受大神の賜物一九たさゝ材木二三此縁に起り超り二四嘉六の僧怒り怒り四四儀之

廿七才廿七代四七衆生を濟度の宮四八畑の作毛不殘枯れ果てたり五一ろれより下向し下間し五五強敵堅陣も鐵塵も鐵塵も五七甲中の毗沙門天田中五八攻來る時は分城云々同陣殺せうと上く六十引續き合戦の趣云々六二越前國も押領せんと押寄せんと六七御定は御仕付掟意亦上意あり七五松平越中守越前八四行基菩薩菩薩八六假堂假影九三現今寺格同座出仕許可同座仕許可九五尊塚傳承傳來九六皇胤を遣され皇胤を遣され
余は改版の上に於て相辨ふべし

里 諺 に 聞 く

世に隠里 長田 狹田や 君が畑

切場で切り合て 東谷で火打て 除いてく (こは古さより傳はる言葉)

我日の本や神の恵み

日の本や 神の恵みを受け得つゝ 光りは世々に 輝きよけり

執事 中臣 連

かにかくにうれしさものは世のなかの 人のこゝろのまことありけり

村松 信義

明治廿六年十一月十七日印刷
全 年 全 月 廿 二 日 發 行

(非賣品)



緣故代
表者每
部檢証
之無此
印章者
不於本
院出版

校閱者

三重縣員辨郡笠田村大字市之原
三十六番屋敷

王來王家諱穎

編輯兼
發行者

全縣度會郡宇治山田町大字宮後町
百四十番屋敷

村松九十九

印刷者

全縣全郡全町大字岡本町百三十七番屋敷

加藤金之助

發行所

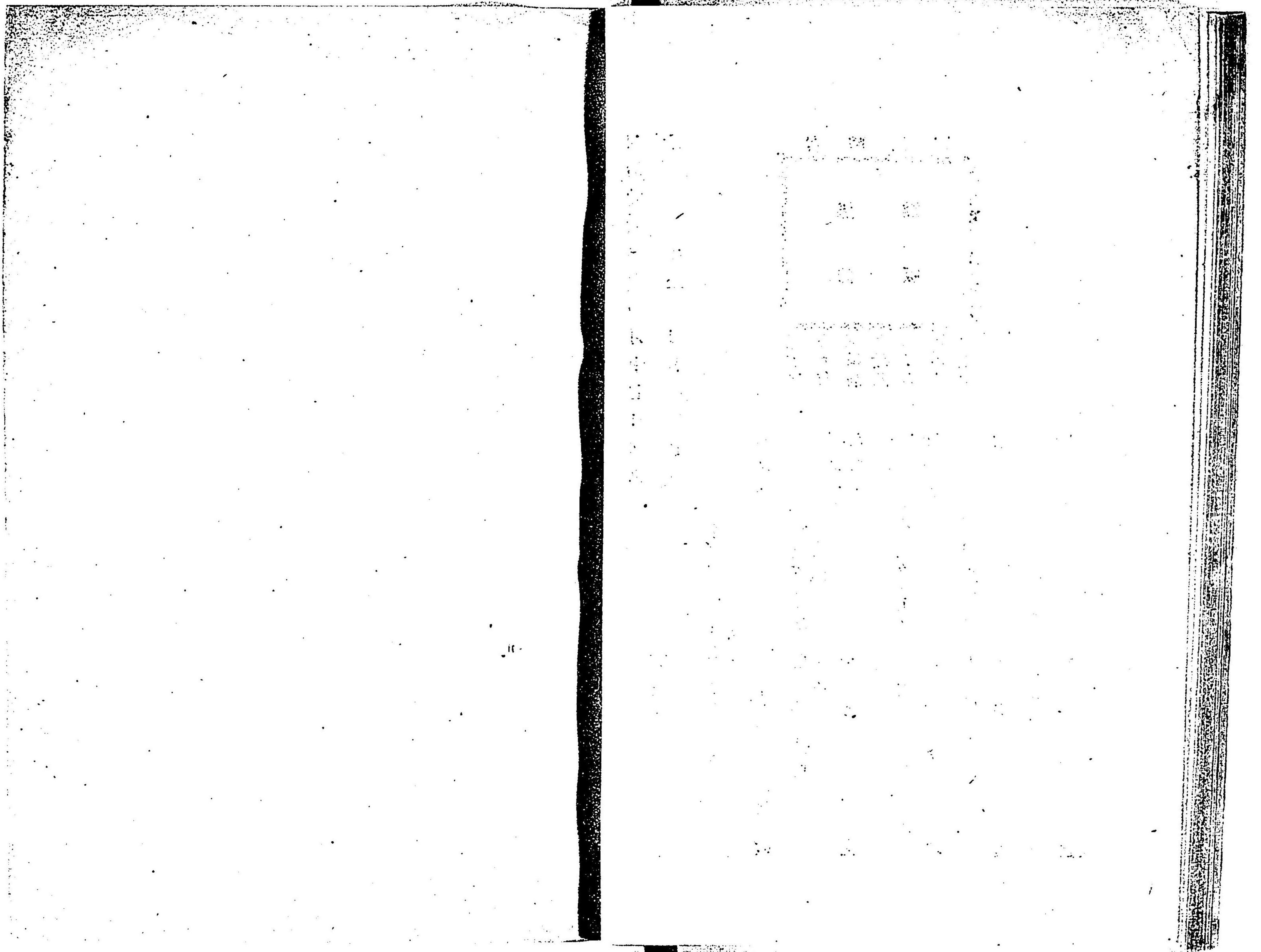
全縣員辨郡笠田村大字市之原

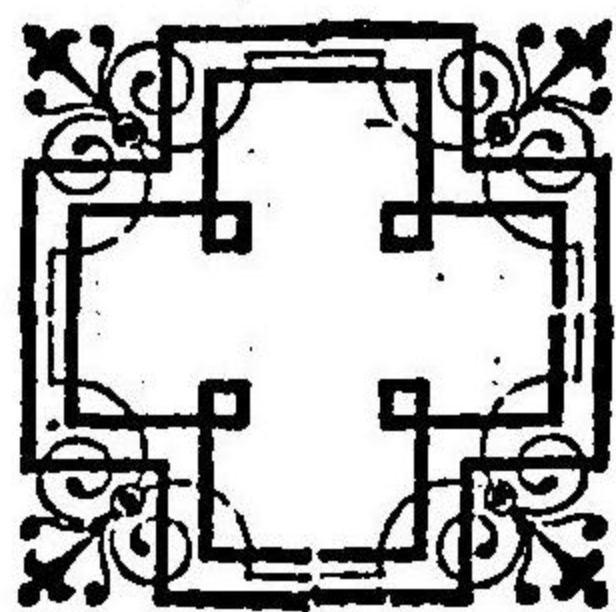
天智院坊舍

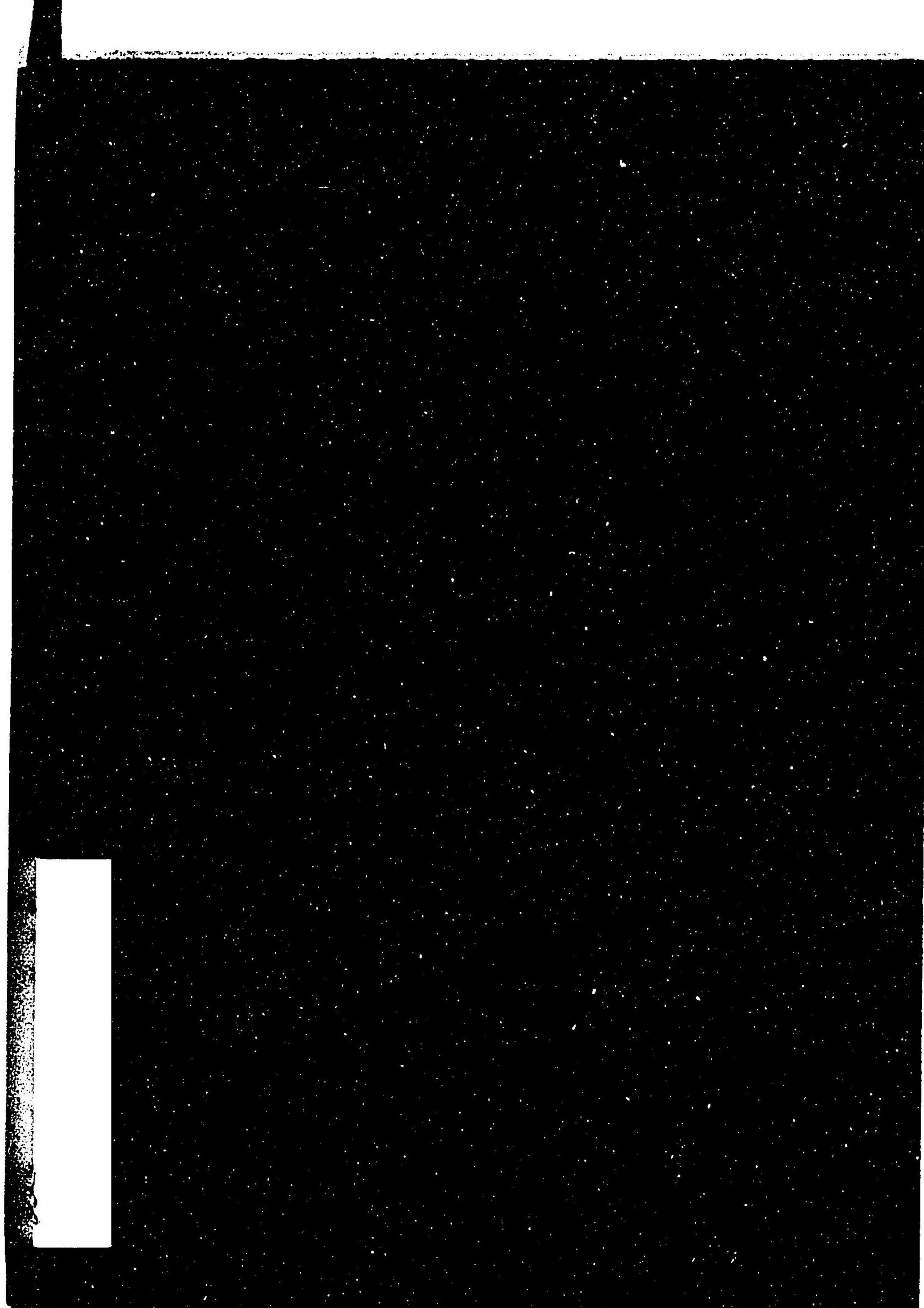
印刷所

全縣度會郡宇治山田町大字岡本町

加藤借進堂







特50

398

天衍末裔記

国立国会図書館

014405-000-2

特50-398

天衍末裔記

村松 九十九/編

M26

ABB-0775

